Aoiro-Tosho/Odawara-AOIRO Taxpayers Organization

サクっと小技　すりおろしショウガを酒盛製水皿に入れて薄らせておきます。紅茶に入れれば体ぽかぽかショウガ紅茶（ちょっと冷めるので熱々の紅茶で）。蜂蜜を入れてどうぞ。

今から備える確定申告

医療費控除は領収書が提出不要となりました

医療費の明細書を作成して添付すればOK！

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、

領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付

が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
（税務署から求められたときは領収書を提示または提出します）
※平成28年分までの確定申告等を行う際には、従来どおり領収書の提出が必要です。

医療費控除の明細書の記載例

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
青色太郎	○○○病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐施策品購入 ☐その他の医療費	9,400円
〃	JR、○○バス	☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☑施策品購入 ☐その他の医療費	1,560円
〃	△△薬局	☐診療・治療 ☑介護保険サービス ☑施策品購入 ☐その他の医療費	700円
青色花子	××診療所	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☑施策品購入 ☐その他の医療費	4,400円

※「医療を受けた人」及び「病院・薬局」ごとに、1年分の金額を合計して記載します。
※会員の方には、本紙12月号に「医療費控除の明細書」を同封します。
用紙をお持ちでない方はご利用ください。ただし、記載例を参考にエクセル等を利用して明細書を作成しても差し支えありません。
※セルフメディケーション税制の明細書等については、国税庁HPをご参照ください。

確定申告に関する詳しい情報は税務署にお問い合わせください

県税事務所からのお知らせ

10月は個人県民税・市町村民税の第3期分の納期です！

○個人県民税とは
県の仕事に必要な経費を広く県民の皆様にその能力に応じて負担していただく税金です。
・県では、水際環境保全・再生に必要な特別な財源として、個人県民税の超過課税（均等割300円、所得割0.025%）分を活用しています（2017年度～2022年度の5年間）。

【納める人】

毎年1月1日現在県内に住所がある個人	均等割と所得割
毎年1月1日現在県内に事務所、事業所または家屋敷がある、その所在する市町村内に住所がない個人	均等割

【納める額】（2018年度）
・均等割・・・年額1,800円
・所得割・・・政令市に住所がある方は、前年の課税所得金額の2.025%を、その他の市町村に住所がある方は、4.025%を負担していただきます。

【申告と納税】
申告・納税などの事務は、個人の市町村民税とあわせて市町村が行います。
・申告期限
申告期限は3月15日です。（所得税の確定申告書を提出した方や原則として給与所得のみの方は、個人の県民税の申告書を提出する必要はありません。）
・納税

給与所得者	6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給料から天引きされます。
給与所得者以外の所得者	原則として、6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町村から送付される納税通知書によって納めます。
公的年金等に係る年金所得	年6回の年金支給時ごとに年金から天引きされます。

◇問合せ先　小田原県税事務所　事業税課　TEL0465-32-8000㈹

税の基礎知識　医療費控除について

本人又は法人を一にする配偶者その他親族のための医療費を支払った場合、医療費控除の申告ができます。医療費控除の対象となる医療費の範囲は、次のとおりです。

	対象となるもの	対象とならないもの
医師又は歯科医師による診療又は治療の対価	○医師に支払った診療費・治療費 ○入院の対価として支払う部屋代・食事代等 ○入院トックス等により病気が発見され、引き続き治療を行う場合の人間ドック費用 ○医師の指示や、治療上やむを得ない場合の差額ベッド代 ○付添人への報酬 ○発育段階にある子供の歯列矯正費用	○医師や看護師への謝礼 ○入院のために購入した身の回り品の費用（寝巻き、洗面用具代等） ○テレビや冷蔵庫の使用料 ○健康診断・人間ドック費用 ○インフルエンザの予防接種 ○自己の都合で利用した差額ベッド代 ○美容のための整形手術費用 ○付添人が親族の場合の報酬 ○診断書の作成費用
医薬品等の購入	○医師の処方による薬 ○治療のための薬局で購入した医薬品（風邪薬、鎮痛剤など薬事法に規定する医薬品） ○治療のため必要な医師の指示で装着するメガネの購入費用（病名などを医師が記入した所定の処方箋が必要） ○成人用オムツ（医師の作成した「おむつ使用証明書」が有る場合）	○病気の予防や健康維持・増進、美容のため購入したサプリメント、ビタミン剤など ○日常生活用のメガネ・補聴器の購入代 ○防ダニ寝具、空気清浄機の購入費用 ○健康器具の購入代金
治療通院のための交通費	○電車・バス等の公共交通機関の利用料（領収書や家計簿等に記入しておく） ○病状により公共交通機関が利用できない場合のタクシー代 ○幼児や、要介護者などに同行する付添人の交通費	○自家用車で通院するためのガソリン代、駐車場代 ○里帰り出産のための交通費 ○タクシー代
あんま・マッサージ	○施術者（あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師に関する法律に規定する施術者）、柔道整復師による施術費用	○資格を持たない者による施術費用 ○健康維持や疲れを癒すためのマッサージや、鍼灸の施術費用
介護施設等	○施設等の領収書には医療費控除の対象となる金額が記載されていますので、それを参考にしてください。	

次の算式によって計算した金額が控除額となります。

その年中に支払った医療費の額 － 保険金などで補てんされる金額 － 10万円（総所得金額等が200万円未満の場合は、その5%相当額） ＝ 医療費控除額（最高200万円）

医療費控除Q&A

Q 歯列を矯正するための費用は、医療費控除の対象となりますか？

A 発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするために必要な歯列矯正は医療費控除の対象となります。
ただし、いわゆる美容整形のために行ったものは医療費控除にはなりません。

Q 入院費を超える金額の生命保険契約に基づく入院給付金の支払を受けたときは、その超えた部分の金額は他の治療費から差し引く必要がありますか？

A 他の治療費から差し引いて医療費控除の計算を行う必要はありません。
支払った医療費の金額を上回る部分の補てん金の額は、他の医療費の金額から差し引きません。

Q 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の施設サービス費に係る自己負担額は、医療費控除の対象となりますか？

A 要介護度1～5の要介護認定を受け、指定介護老人福祉施設に入所する方は、介護保険による介護を受けることができます。
施設サービスを受ける場合、介護及び食費に係る自己負担額を負担しなければなりません。
指定介護老人福祉施設の利用等のうち、介護及び食費に係る自己負担額として支払った額の2分の1に相当する金額が医療費控除の対象となります。
なお、**施設費に医療費控除の対象となる金額が記載されることとなっています。**

確定申告に関する詳しい情報は、税務署にお問い合わせください。

たちばなファミリーフェスティバル

場所／橘中学校屋外運動場
時間／9時～15時　※雨天中止
●税の標語入りボールペン配布
●焼いも販売

11/3 (土)

小田原税務署からのお知らせ　消費税の届出はお済みですか？

事業者は、消費税法に定められている各種の届出等の要件に該当する事実が発生した場合には、納税地の所轄税務署長に対して、各種の届出を提出しなければなりません。
届出を要することとされているもののうち主なものは、次のとおりです。

届出書名	届出が必要な場合	提出期限等
消費税課税事業者届出書	基準期間における課税売上高が1,000万円超となったとき	事由が生じた場合速やかに
消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったとき	事由が生じた場合速やかに
消費税簡易課税制度選択届出書	簡易課税制度を選択しようとするとき	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで
消費税簡易課税制度選択不適用届出書	簡易課税制度の選択をやめようとするとき	適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで
消費税課税事業者選択届出書	免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき	選択しようとする課税期間の初日の前日まで
消費税課税事業者選択不適用届出書	課税事業者を選択していた事業者が免税事業者に戻ろうとするとき	選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください　国税庁　クリック

小田原税務署：0465-35-4511（自動音声によりご案内）

税のカレンダー

納期限を守りましょう！　口座振替を利用しましょう！

◎国民健康保険料（税）の納期限
【第4期分】中井町……10月31日(水)
【第5期分】小田原市・南足柄市・大井町・山北町・開成町・箱根町・湯河原町……10月31日(水)
【第6期分】松田町……10月31日(水)
【第7期分】真鶴町……10月31日(水)
◎介護保険料の納期限
【10月分】小田原市……10月31日(水)
【第4期分】中井町・大井町・松田町・山北町……10月31日(水)
【第5期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……10月31日(水)
【第7期分】真鶴町……10月31日(水)
◎後期高齢者医療保険料（普通徴収）の納期限
【10月分】小田原市……10月31日(水)
【第4期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……10月31日(水)
◎市民税・県民税（普通徴収）の納期限
【第3期分】小田原市・南足柄市……10月31日(水)
◎町県民税の納期限
【第3期分】中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……10月31日(水)

ご予約は お早めに。

会員限定 無料相談

要ご予約

問 ☎24-2612

弁護士の **法律** 相談会
10時～12時
10月19日（金）
11月6日（火）
11月16日（金）

弁護士の **相続** 相談会
10時～12時
10月17日（水）
11月21日（水）
12月19日（水）

社労士の **年金・社会保険** 相談会
10時～12時
11月13日（水）
12月11日（水）
1月15日（水）

不動産コンサルタントの **不動産** 相談会
10時～12時
10月25日（木）
11月22日（木）
12月27日（木）

税理士の **税** 相談会
14時～16時
10月18日（木）
11月15日（木）
12月20日（木）

日本政策金融公庫の **融資** 相談会
10時～12時
12月5日（水）
※お急ぎの場合はご相談ください。

経営コンサルタントの **経営** 相談会
日時応談
問 ☎24-2614

ご注意　同一内容のご相談は重複してできませんのでご了承ください。

会場・納税者センター・青色会館

編集長後記

夏の猛暑が嘘のように、秋の気配が深まって参りました。10月号では、事業所得者等が利用する青色申告特別控除の改正に関する記事をトッ